

第九四回

参第一三号

放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律（案）
（国立学校設置法の一部改正）

第一条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の三を第三条の八とし、第三条の二を第三条の七とし、第三条の次に次の五条を加える。

（放送大学）

第三条の二 前条第一項の表に掲げる国立大学のほか、大学教育及び生涯学習の機会に対する広範な国民の要請にこたえるため、放送等により教育を行う大学として、放送大学を置く。

2 放送大学に、学校教育法第五十四条の二第二項に定める学部として教養学部を置く。

第三条の三 放送大学に、本部及び地方センターを設ける。

2 本部は、千葉県に置く。

3 地方センターの位置、組織その他必要な事項は、文部省令で定める。

（放送大学の放送）

第三条の四 放送大学における教育に必要な放送は、放送大学の編成した教育課程に準拠して編集された放送番組により行われなければならない。

第三条の五 放送大学における教育に必要な放送は、日本放送協会が行う。

（他大学の教員等の参加）

第三条の六 放送大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員その他の職員の参加を求めよう努めなければならない。

附則第三項中「一万四千八百四十一人」を「一万六千七百十一人」に、「筑波大学」を

「筑波大学
放送大学」

に改める。

（放送法の一部改正）

第二条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の七の次に次の二条を加える。

（放送大学番組の編集に関する準則等）

第四十四条の八 協会は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条の五に規定する放送の放送番組（以下この条において「放送大学番組」という。）の編集の方法その他編集に関し必要な事項については、放送大学と協議して準則を定め、これに従つて放送大学番組の編集をしなければならない。

2 放送大学番組については、第四十四条の二及び第四十四条の四（第三項を除く。）の規定は、適用しない。

（放送大学の放送の費用負担）

第四十四条の九 国立学校設置法第三条の五の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（放送大学の学生の入学）

2 放送大学は、昭和五十九年度から学生を入学させるものとする。

（学校教育法の一部改正）

3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二に次の一項を加える。

大学には、通信による教育を行う学部を置くことができる。

第六十九条の二第四項中「及び第五十四条」を「、第五十四条及び第五十四条の二第二項」に改め、同条第六項中「行なう学科」を「行う学科又は通信による教育を行う学科」に改める。

第七十六条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第一項」に改める。

（国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律の一部改正）

4 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の二第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

附則第一項第三号中「第三条の二第一項の改正規定のうち上越教育大学に係る部分」を「第三条の七第一項の改正規定」に改める。

（国立学校設置法の一部を改正する法律の一部改正）

5 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三条の二第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

附則第一項中「第三条の二第一項の改正規定のうち鳴門教育大学に係る部分」を「第三条の七第一項の改正規定」に改める。

理 由

大学教育及び生涯学習の機会に対する広範な国民の要請にこたえるため、国立の放送大学を設置するとともに、日本放送協会が放送大学における教育に必要な放送を行うこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。